

佐賀商工会議所の議員選挙・選任について

令和7年10月14日（火）は
佐賀商工会議所1号議員の選挙日です。

本年は、3年に一度の佐賀商工会議所の議員・役員の改選の年となっております。

商工会議所の議員、役員は旧佐賀市の商工業者の代表として、商工会議所運営に直接参画し、各種事業の推進役となって地域における商工業の改善発展にご尽力いただく役割をもっております。

つきましては、この機会に議員選挙・選任の要領などをご一読頂き、会員皆様のご理解を一層深めていただき、このたびの議員改選が円滑に行われますようご協力をお願い致します。

1. 被選挙権

特別の場合を除き、会員なら誰でも議員となる資格があります。但し、10月10日迄に令和7年度の会費を納入していなければなりません。

2. 選挙権

会員は会費口数に応じて選挙権を持っています。会費1口より9口までは、1口につき1個の1号議員の選挙権を持ち、10口を越える口数については3口につき1個の選挙権を加えます。但し、1人の会員で50個以上の選挙権は持てません。

ほかに、会員以外の特定商工業者は、各々1個の1号議員の選挙権があります。但し、会員については、10月10日迄に令和7年度の会費を納入していなければなりません。特定商工業者については、令和6年度の特定商工業者負担金を納入していなければなりません。

3. 選挙人名簿の縦覧

選挙人名簿は、10月2日から10月9日まで佐賀商工会議所で会員及び特定商工業者の縦覧に供します。

選挙人名簿について異議があるときは、縦覧期間内にその旨を申し出ることができます。

4. 立候補届と推薦届

立候補は、9月24日から10月10日までの間に選挙委員長宛に届出て下さい。

他人を候補者に推薦しようとする時は、本人の承諾書を添えて同様の届け出をして下さい。立候補に関する書類は佐賀商工会議所に準備しております。

5. 投票

投票日時 令和7年10月14日(火)

午前10時～午後4時

投票場所 佐賀商工ビル 6階 佐賀商工会議所 会議室

この選挙では代理投票が認められております。他人に投票を委任したい時は、入場券に添付の委任状に記名捺印して代理人にお渡し下さい。投票される選挙人は、予め配布された選挙入場券と引換えに当日選挙場入口の受付で投票用紙を貰って下さい。

投票は単記無記名投票で行います。

立候補者が定数40名を超えない場合、選挙は行われません。

6. 当選人の決定

開票は選挙当日行います。

当選は有効投票の最多数を得た人から順次決定されます。

投票数が同じの時は選挙委員長が抽選で決めます。但し、有効投票総数を40で除した数の4分の1以上の得票がなければ当選人となりません。

7. 議員が選任されるまで

佐賀商工会議所の議員の総数は80名です。

その選任方法は次の通りです。

1. 1号議員 40名

10月14日に行われる選挙によって選任されるのがこの1号議員です。会員及び特定商工業者の投票によって会員のうちから選挙で選ばれる議員です。投票には会員のほかに、特定商工業者に一票の投票権があることが特色です。

2. 2号議員 28名

各部会が部会員のうちから選任する議員で、各部会の総会で9月30日迄に選任されます。この場合、9月26日までに令和7年度迄の会費を納入しないと議員の被選任権がありませんので注意が必要です。

3. 3号議員 12名

1号議員及び2号議員が決まってから、1・2号議員協議会を開き、会員のうちから選任される議員です。

8. 役員の選任

全議員が決定すると役員選任のための臨時議員総会が10月30日(予定)に開かれ、次の役員が選任されます。

イ. 会頭1名が会員のうちから選任されます。

ロ. 副会頭3名は総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任します。

ハ. 専務理事は総会の同意を得て会頭が選任します。

ニ. 常議員20名は、総会において議員のうちから選任されます。

ホ. 監事2名は、総会において会員のうちから選任されます。

令和7年8月4日
佐賀商工会議所選挙委員会
委員長 古園裕久